

四日市市告示第70号

四日市市電話予約による証明書等交付事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定めるものとする。

令和4年2月28日

四日市市長 森 智広

四日市市電話予約による証明書等交付事務取扱要綱の一部を改正する要綱

四日市市電話予約による証明書等交付事務取扱要綱（平成4年四日市市告示第261号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(電話予約の申込み) 第3条 (略) 2 電話予約は、開庁日の午前8時30分から午後5時までの間とし、 <u>市民生活</u> <u>部市民課</u> へ申し込むものとする。	(電話予約の申込み) 第3条 (略) 2 電話予約は、開庁日の午前8時30分から午後5時までの間とし、 <u>市民文化</u> <u>部市民課</u> へ申し込むものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(市民文化部市民課)